

第 1 号議案

加茂市都市計画審議会会長及び副会長の選任について

加茂市都市計画審議会条例第 3 条第 1 項の規定により、会長および副会長各 1 名を選任する。なお、同条例第 2 条第 1 項に掲げる者につき任命された委員の中から互選するものとする。

加茂市都市計画審議会名簿（敬称略）

氏 名			役 職
第1号委員	(学識経験者)		
	長岡技術科学大学 准教授	松川 寿也	
	新潟中央短期大学 講師	渡邊 彩	
第2号委員	(関係行政機関の職員)		
	新潟県三条地域振興局地域整備部長	安井 和也	
	新潟県三条地域振興局農業振興部長	渋谷 美浩	
	加茂市農業委員会会長	加茂 重夫	
	加茂市教育委員会委員	乙川 智子	
第3号委員	(公共団体及び公共的団体の役職員)		
	加茂商工会議所 女性会前会長	中尾 明美	
	加茂青年会議所 理事長	西村 太佑	
	加茂市商店街協同組合 理事長	田辺 良夫	
	加茂市連合婦人会 理事	小倉 ひろみ	
第4号委員	(市議会の議員)		
	加茂市議会議長	白川 克広	
	加茂市議会産業民生常任委員会委員長	森山 一理	
第5号委員	(市の住民)		
	公募委員	横堀 正満	
	公募委員	中野 直美	

加茂市都市計画審議会条例

昭和44年10月22日 条例第28号

(設置)

第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第77条の2第1項の規定に基づき、加茂市都市計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 審議会は委員「18人以内」で組織する。

2 委員は次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 公共団体および公共的団体の役職員
- (4) 市議会の議員
- (5) 市の住民

3 委員の任期は2年とする。ただし委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第3条 審議会は会長および副会長各1人をおき、前条第2項第1号に掲げる者につき任命された委員の中から互選する。

2 会長は会務を掌理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(議事)

第4条 審議会の会議（以下「会議」という。）は会長が招集する。

2 会議は、委員の2分の1以上の委員が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は建設課において処理する。

(雑則)

第6条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和55年3月29日条例第6号抄)

- 1 この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則 (昭和63年3月30日条例第6号抄)

- 1 この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則 (平成5年2月23日条例第1号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月24日条例第18号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(加茂市都市計画審議会条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 この条例の施行の際現に第9条の規定による改正前の加茂市都市計画審議会条例第4条第1項に規定する審議会の会長及び副会長に互選されている者は、その際第9条の規定による改正後の加茂市都市計画審議会条例第3条第1項に規定する審議会の会長及び副会長に互選されたものとみなす。

附 則 (令和4年3月22日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和6年3月8日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。